

条例第4条第4号 既存建築物の用途変更

	添付書類・添付図面	説明	チェック
1	建築許可申請書		
2	委任状	本人が申請の場合は不要	
3	理由書		
4	土地登記簿謄本	法務局発行のもの	※1
5	農用地除外証明書	申請地が農用地区域内の場合	
6	排水放流許可書		
7	建築区域位置図	都市計画図に記入、 開発区域の朱書、方位、縮尺記入	
8	公図の写し	法務局発行のもの 開発区域の朱書	
9	現況写真	2方向以上とし、既存建物を入れて撮影 写真番号、撮影方向を現況図に記入	
10	現況図	地形(地盤面の高さ)、開発区域の朱書、既存工作物 等の表記、地盤面仕上がり等	
11	配置図	開発区域の朱書	
12	求積図		
13	排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法(管 径)、勾配、水の流れの方向及び放流先の名称を記入	
14	排水施設構造図 雨水・汚水流量計算書	浸透施設、排水施設(汚水、雨水)、外周工作物等	
15	既存建築物が建築後20年又は5 年以上経過していることを確認で きる書類	既存建築物の建築確認通知書、登記簿謄本、記載事 項証明書等	※1
16	既存の敷地を確認できる書類	開発許可通知書、建築確認通知書等	
17	破産その他の事由を確認できる図	破産宣告書の写し等	
18	その他必要とする書類	関係他法令に基づく許可通知書等	

※1 申請時以前3カ月以内のもの

注 各種図面に記載する事項は「埼玉県都市計画法に基づく開発許可制度の解説」第2編第1章
開発許可申請書等の作成及び手続きによる「明記すべき事項」「縮尺」「備考」を準用すること
申請書正本には各書類の原本、副本には複写(コピー)を添付する
この一覧は開発許可申請等に係る一般的な事項を示したものであることから、申請の内容
によって必要(不要)となる書類については申請前に担当者と協議すること。